水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2430087
発行日　2024年 10月 15日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社　協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥里

採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 堂崎公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.44 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 10月 2日	受付年月日	2024年10月2日

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	13	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.0	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.5(21.7℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2430088
発行日　2024年 10月 15日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社 協環
TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号
検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 たるつ公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.52 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 10月 2日	受付年月日	2024年10月2日

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	14	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.0	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.4(21.9℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2430089
発行日　2024年 10月 15日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社　協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥里

採取場所及び試料名	第1浄水場 北陽台配水池水系 和楽団地公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.50 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 10月 2日	受付年月日	2024年10月2日

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	13	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.0	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.4(22.0℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2430090
発行日　2024年 10月 15日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社 協環
TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号
検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	第2浄水場 緑ヶ丘配水池水系 山田橋		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.42 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 10月 2日	受付年月日	2024年10月2日

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	18	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.6(22.1℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2430091
発行日　2024年 10月 15日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社 協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥里

採取場所及び試料名	第2浄水場 第5配水池水系 天満宮公園アスレチック広場		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.63 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 10月 2日	受付年月日	2024年10月2日

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	20	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.7(22.2℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2430092
発行日　2024年 10月 15日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目3番57号
株式会社　協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥里

採取場所及び試料名	東高田･笠山浄水場 東高田1号配水池水系 丸尾公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.53 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 10月 2日	受付年月日	2024年10月2日

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	15	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.4	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.8(22.1℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2430093
発行日　2024年 10月 15日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社 協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥里

採取場所及び試料名	佐敷川内 佐敷川内水系 佐敷川内ボーリング		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.42 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 10月 2日	受付年月日	2024年10月2日

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	12	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	6.9(21.7℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.6	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2430094
発行日　2024年 10月 15日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社 協環
TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号
検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	本川内 本川内配水池水系 木場公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.47 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 10月 2日	受付年月日	2024年10月2日

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	−	検出されない	検出されないこと	別表第2	−
3	塩化物イオン	mg/L	7.7	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.9(21.6℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	−
6	味	−	異常なし	異常でないこと	別表第33	−
7	臭気	−	異常なし	異常でないこと	別表第34	−
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2430095
発行日　2024年 10月 15日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社 協環
TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号
検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	道ノ尾 道ノ尾配水池水系 道ノ尾ポンプ室		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.55 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 10月 2日	受付年月日	2024年10月2日

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	11	200 以下	別表第13	1.0
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.9(21.9℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による